

1. 受診券が利用できる実施医療機関の検索、確認をします。

HOME 保健事業のご案内 集合契約事業

集合契約事業

対象者	40歳以上の被保険者および
概要	全国にある集合契約実施機関を利用することができます。事前に受診券の発行手続きを組合に申し込んでください。勤め付けおよび積極的支援に該当する方はそのほか健康指導を受けることもできます。(ただし、医療機関によっては健康指導を実施していない場合もあります) 他の健診補助と重複して利用できません。 疾病予防補助金の申請は必要ありません。
必要書類	特定健康診査受診券(セット券)申請書

注意事項

健康組合が5,000円を負担します。医療機関の窓口で残り金額

特定健康診査受診券(セット)券の発行にはお時間がかかります

健診後、別の集合契約実施機関において健康指導を受けたい場合は

受診(セット)券の利用可能な医療機関

① 組合ホームページより **健康づくり>保健事業のご案内>集合契約事業**のページを開きます。

② 受診券の利用可能な医療機関をクリックします。

2. 健保連の「特定健診等実施機関検索システム」のページを開きます。

健康保険組合連合会
特定健診等実施機関検索システム

特定健診等実施機関検索システムによるぞ!

【システムの利用にあたって】

- 本システムでは、集合契約(※)に参加している健診機関を検索することができます。
※集合契約とは
…健康連等が健診団体等と契約し、健康組合の加入者が全国各地の健診機関で特定健診・特定健康指導を受診できる仕組みです。
- 本契約に参加する施設で特定健診・健康指導を受けるにあたっては、健康組合の加入者でかつ、ご加入の健康組合が集合契約に参加している必要があります。
- システムの利用にあたっては、ご加入の健康組合名と保険者番号が必要です。お手元に「受診券(利用券)」あるいは「保険証」を用意して、パスワード入力画面にお進みください。
- 半年度ごとの契約のため、年度当初には一部の都道府県の情報しか掲載できない場合があります。情報が入り次第、随時更新していきます。
- 集合契約の参加の有無や特定健診・特定健康指導の内容については、ご加入の健康組合へお問い合わせください。

【集合契約施設の利用にあたって】

- 特定健診(特定健康指導)を受ける際は、必ず、事前に健診機関にお問い合わせのうえ予約をおとりください。
※精算の事情により、予約を断られることがあります。その場合は他の施設を探してください。ご加入の健康組合にご相談ください。
- 利用の際は、ご自身が加入している健康組合が発行する「受診券(利用券)」と「保険証」が必要です。当日、必ず持参し、窓口にご提示ください。
- 集合契約は特定健診や特定健康指導を対象とした健診(生活習慣病健診や入浴トックなど)であり、特定健診以外の検査項目を受けたい場合はお問い合わせください。

③ クリックします。

パスワード入力画面

3. 健康保険組合名と保険者番号を入力します。

お手元の「受診券」(「利用券」)または「保険証」に記載されている「健康組合名と保険者番号」を入力して下さい。
(加入している健康保険組合)
※組合名は全角でご入力
※保険証の保険者番号
(例)「63123456」

④ 「東海地区石油業」と入力します。

ご加入の健康保険組合名
健康保険組合 (半角数字8桁)

⑤ 「06231476」と入力します。

⑥ クリックします。

ここに保険者番号(8桁)と組合名を記載されています

検索画面に入る

4. 検索画面コーナーへ移動します。

保険者所在地 〒107-8558 東京都港区南青山1-24-4
保険者電話番号 03-1234-5678
保険者番号・名称 0613000000 印
○△健康保険組合
健保連集合A① 集合B② 健保連集合A② 集合B②

⑦ クリックします。

検索画面コーナーはこちら

5. 情報を入力して検索を開始すると、受診券が利用できる「集合契約施設一覧」が表示されます。

「集合契約」実施機関 検索コーナー

Q エリアで探す
ご希望の都道府県を選択すると該当の医療機関が表示されます

Q 希望する条件で探す

・住所 選択してください

・実施機関番号

・実施機関名

・電話番号

・契約タイプ Aタイプ/Bタイプ Aタイプ Bタイプ

・実施項目
 特定健康診査
 特定健康指導(健診当初回面接)
 特定健康指導(勤働づけ支援)
 特定健康指導(積極的支援)

検索 すべてクリア

⑧ 情報を入力して検索開始(契約タイプはA、B両方です。)

※直接、医療機関に確認する方法もあります。

集合契約における受診券の利用について

現在、保険者には40歳以上の被保険者および被扶養者の方に対して、国より「特定健康診査（以下、特定健診）」を受診させることが義務付けられており、また、事業主には労働安全衛生法により従業員に定期健診等の実施が義務付けられております。

そのような状況下で、職場で健診の機会を得られる被保険者と違い、被扶養者の方は様々な事情から健診を受けられない、或いは受けないというのが現状です。当組合でも被扶養者を対象とした「共同（全国）巡回健診」を通常の疾病予防補助金事業に加え毎年実施しておりますが、日程や場所などの条件が合わず結局受診できないという方も多いようです。

しかし、年に一度の健診は自らの健康状態を確認する大切な機会でもありますので、今回は「特定健康診査受診券（セット券）（以下、受診券）」を利用した健診事業をご案内いたします。この事業は、集合契約をしている医療機関（以下、実施医療機関）に受診券をご持参いただくことで、手軽に特定健診を受けることができる事業となります。（40歳以上の方のみ）

特定健診とは

日本人に多い心疾患の要因とされるメタボリック症候群に着目した健診です。人間ドックほど検査項目は多くありませんが、一般健診に準じた検査が受けられます。将来、取り返しのつかない病気になる前の予防、および早期発見・早期治療を目的としています。

受診券利用の流れ

まず、裏面を参考に受診先実施医療機関を決めた後、当組合へ受診券の交付申請をします。所定の「特定健康診査受診券（セット券）申請書」に必要事項を記入し、当組合に申請をしてください。申請後、ご自宅に受診券が送付されますので、有効期限に注意して、医療機関に健診の予約をしてください。

後は、予約した医療機関に受診券を持参して健診を受けるだけとなります。なお、健診料につきましては組合が5,000円を補助しますので、窓口で残りの金額をお支払いください。

注意事項

- ・受診券の交付には少しお時間がかかりますので余裕をもって申請してください。
- ・健診にかかる補助の利用については年度に1回となります。他の健診事業（疾病予防補助金・提携医療機関・巡回健診等）とは重複して利用することができませんのでご注意ください。また、健診日に健康保険の被保険者（被扶養者）資格を喪失されている場合も利用できませんので、確認の上、受診してください。

東海地区石油業健康保険組合では受診券を利用した健診以外にも事業を展開しております。詳しくはホームページまたは同封しました「40歳以上の女性被扶養者に関する健診の補助について」をご覧ください。

〒460-0024

名古屋市中区正木3丁目2番70号
東海地区石油業健康保険組合